

件名：西豪州政府による公衆衛生・社会的措置の緩和実施（COVID-19 関連）

【ポイント】

●西豪州政府は、4月29日（金）00：01より、公衆衛生・社会的措置の更なる緩和を実施すると発表しました。

【本文】

1 西豪州政府は、4月29日（金）00：01より公衆衛生・社会的措置の更なる緩和を実施すると発表しました。

2 緩和後の主な措置は以下のとおりです。

- ・マスク着用は奨励されるが、病院や高齢者介護施設、空港、公共交通機関等を含むハイリスクエリアの12才以上（Year7 学生を含む）の人々を除き、強制ではなくなる
- ・毎日の RAT 検査、住居外でのマスク着用等といった条件を満たす場合、無症状の濃厚接触者については7日間の隔離は不要
- ・2平方メートル規制と収容制限の撤廃。ワクチン接種証明は病院及び高齢者介護施設以外は提示不要
- ・西豪州に到着する旅行者に対する G2G パス登録義務の撤廃
- ・国内線旅行者に対するワクチン接種証明義務の撤廃、但し、国際線旅行者の2回ワクチン接種証明義務は継続

3 その他詳細については下記メディアステートメント及び WA 政府にご確認下さい。

<https://www.mediastatements.wa.gov.au/Pages/McGowan/2022/04/Public-health-measures-to-ease-with-WAs-soft-landing-secured.aspx>